大分市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の入札及び契約手続等の透明性及び公正性を確保するため、大分市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長、教育長(工事に係るものを除く。)又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が発注した工事及び業務委託(以下「工事等」という。)に関し、入札及び契約手続等の運用状況等(予定価格が工事にあっては130万円以内、業務委託にあっては50万円以内の随意契約に係るものを除く。)について市長等から報告を受けること。
 - (2) 前号の報告を受けた工事等のうち委員会が抽出し、又は指名した工事等に関し、一般 競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯等、指名競争入札に係る指名の理由及び 経緯等並びに随意契約に係るその理由及び経緯等について検討を行うこと。
 - (3) 前2号の事務に関し、報告の内容又は検討した工事等に係る理由及び経緯等について、 不適切であり、又は改善すべき点があると認める場合にあっては、市長等に対して意見 を述べること。
 - (4) その他入札及び契約手続等の透明性及び公正性を確保するため市長が必要と認める事項
 - 2 委員会は、前項第3号の意見を述べた場合において必要があると認めるときは、その内 容を公表することができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、5人以内とし、工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから市長が参画依頼する。

(参画依頼の期間)

- 第4条 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。ただし、補欠の委員の参画依頼の期間は、 前任者の参画依頼の期間の残りの期間とする。
- 2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委 員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長と なる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。

6 委員会は、会議の議事の概要を公表するものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第1項各号(第1号を除く。)の事務を処理する場合に当たっては、 自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、第2条第1項各号の事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償金等)

- 第9条 委員及び第6条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者(市の職員を除く。)に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。 (庶務)
- 第10条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(令和3年における委員の参画依頼の期間の特例)

2 令和3年7月8日以後において最初に参画依頼される委員(当該委員の補欠の委員を含む。) の当該参画依頼の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年6月30日

までとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度に市長及び水道事業管理者が発注した工事に係るこの要綱による改正後の大分市入札監視委員会設置要綱第2条第1項第1号の規定の適用については、同号中「上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)」とあるのは「水道事業管理者」と、「市長等」とあるのは「市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)」とする。

附則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市入札監視委員会設置要綱の規定のうち、業務委託に関する規定は、令 和7年4月1日以後に発注した業務委託について適用する。